

「セルフメディケーション（自主服薬）推進のための スイッチ OTC 薬控除（医療費控除の特例）の創設」について

皆様方には日頃より、生活者の健康寿命の延伸及び公的保険制度を守って
いくための自助意識の向上に貢献するセルフメディケーションの推進に対し、
格段のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本製薬団体連合会 並びに日本一般用医薬品連合会 では、かねてより
「セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除
制度の創設」（セルフメディケーション推進税制）の創設を目指して活動
を行って参りましたが、平成 28 年度税制改正大綱に標記の通り盛り込まれ
ましたことを、感謝をもってお知らせ申し上げます。

これは、租税特別措置法に基づく数十年ぶりの新税制であると共に、皆様
が自分の健康に関心を持ち、健康で長寿を目指す手立ての一つとして、健診
等と共に、スイッチ OTC 薬の活用を進めて頂く事により、次の世代に引継
がねばならない医療費の最適化にも資するものです。 今後とも生活者のた
めにより良い税制となるよう関係者の方々と共に幅広い活動を続け、普及啓
発、並びに活用促進に努める所存です。

どうか引き続き、御支援、御鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

平成 27 年 12 月吉日

日本製薬団体連合会
会長 野木森 雅郁

日本一般用医薬品連合会
会長 上 原 明

本件問合せ先：日本製薬団体連合会事務局 電話 03（3270）0581
日本一般用医薬品連合会事務局 電話 03（3865）4911

※与党平成 28 年度税制改正大綱の抜粋は、下記の通りです。

抜粹

平成28年度税制改正大綱

平成27年12月16日
自由民主党
公明党

目 次

第一 平成 28 年度税制改正の基本的考え方	1
第二 平成 28 年度税制改正の具体的内容	18
一 個人所得課税	18
二 資産課税	42
三 法人課税	56
四 消費課税	78
五 国際課税	91
六 納税環境整備	98
七 関税	105
第三 検討事項	108
【付記一】消費税の軽減税率制度	111
【付記二】移転価格税制に係る文書化	121

中略

(3) 個人寄附に係る寄附金税制の見直し

寄附金税制については、平成 25 年度以降の与党税制改正大綱において検討事項とされてきたことを踏まえ、多角的な観点から検討を行ってきた。

平成 27 年度税制改正においては、少子化の進展に伴い園児等の数が減少していく中で、教育・子育ての環境の充実を図る観点から、学校法人等への個人寄附に係る税額控除について、必要となる寄附者数の要件を定員数に応じて緩和した。

平成 28 年度税制改正においては、経済的な理由で修学が困難な学生に対して支援を行うことにより、意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入する。

また、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人といった一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人全般について、小規模な法人の事務負担能力に配慮し、公益活動を促進する観点から、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和する。

更に、現在、寄附金控除の適用を受ける際に確定申告書に添付することとされている領収書は寄附金の受領者から書面で交付を受けたものに限定されているが、寄附金の受領者の事務負担やコストの軽減を図る観点から、電子メールで受け取った電子データを一定の方法により印刷した書面を追加する。

わが国の寄附金税制は、主要諸外国にはない税額控除の選択制がとられているなど充実したものとなっているが、これらの改正により、寄附金税制の包括的な見直しが実現することとなる。その効果を踏まえつつ、社会の変化に合わせた制度の点検を行っていく。新たな寄附金税制の下、寄附文化の醸成に向けた関係者の更なる取組みを期待する。

(4) 社会保障関連の税制上の措置

① セルフメディケーションの推進

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチ OTC 医薬品の購入費用についてセルフメディケーション（自主服薬）推進のための所得

控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入する。今後、医療費控除に係る執行面の実情等も踏まえ、新制度の円滑かつ適正な実施を確保する観点からの環境整備を行う。

かかりつけ薬局の機能強化のため、中小企業者が開設する健康サポート薬局に係る不動産取得税について、課税標準の特例措置を導入する。

② 介護保険料等に係る社会保険料控除の見直しに向けた検討

公的年金から天引きされる介護保険料については、その年金の受給者と生計を一にする納税者において社会保険料控除の適用を受けられず、その年金受給者の所得金額が小さいと誰の所得からも控除できないとの問題が指摘されていることを踏まえ、納税者と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料に係る社会保険料控除については、以下のとおり見直しを行う方向で検討することとし、納税者への影響や執行可能性を見極めた上で、平成29年度税制改正において結論を得る。

【現行】

自己と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料について、納税者が支払った場合に控除を受けられる。

【見直しの方向性】

自己と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料について、配偶者・親族の合計所得金額が基礎控除額（38万円）以下である場合に、納税者において控除を受けられる。

（備考）配偶者・親族の合計所得金額が基礎控除額を超える場合には、配偶者・親族自身が控除を受けることとなる。

3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

(1) 地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率（国・地方）8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税

中略

- (2) 特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業の用に買い取られる土地等であることにつき国土交通大臣等の証明を受けたものを地方公共団体に譲渡した場合の5,000万円特別控除等の簡易証明制度の適用期限を3年延長する。
- (3) 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例について、適用対象となる内国法人の範囲を、その内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済につき中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更が行われたものとした上、適用期限を3年延長する。

4 租税特別措置等

(国 税)

[新設]

- (1) セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。

(注1) 上記の「一定の取組」とは、次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいう。

- ① 特定健康診査
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断
- ④ 健康診査
- ⑤ がん検診

(注2) 上記の「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。

(注3) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

[延長・拡充等]

(1) 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、次の措置を講ずる。

① 適用対象となる公益法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件（いわゆる「パブリック・サポート・テストの絶対値要件」）について、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件（現行要件）を、その公益目的事業費用等の額の合計額を1億で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。

(注1) 上記の「公益法人等」とは、公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人並びに更生保護法人をいう。

(注2) 上記の「公益目的事業費用等」とは、公益社団法人及び公益財団法人にあつては公益目的事業費用、学校法人及び準学校法人にあつては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあつては社会福祉事業費用、更生保護法人にあつては更生保護事業費用をいう。

② 特例の対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構のうちいわゆる「パブリック・サポート・テスト要件」及び情報公開に関する要件を満たすものに対する寄附金であつて、その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業（以下「修学支援事業」という。）に充てられることが確実なものとして次に掲げる要件を満たすことを所管庁が確認したものを加える。
イ 各法人が当該寄附金を修学支援事業のための独立した基金（以下「修学支援事業基金」という。）を設けて管理し、他の財源と区分して経理して

いること。

ロ 修学支援事業基金からの使途が各法人の行う次に掲げる事業（経済的理由により修学が困難な学生等を対象とするものに限る。）に限定されていること。

(イ) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図る事業

(ロ) 学資を貸与又は支給する事業

(ハ) 法人が教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担する事業

(ニ) 各法人の規則で定めるところにより、当該法人が学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するための費用を負担する事業

ハ 各法人は事業年度終了後3月以内に修学支援事業基金への受入額、修学支援事業基金からの支出額等の明細書を監査を経た上で所管庁に提出すること。

(注) 上記の改正は、平成28年分以後の所得税について適用する。

(2) 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。

[縮減等]

(1) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例について、適用対象となる内国法人の範囲を、その内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済につき中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更が行われたものとした上、適用期限を3年延長する。

(地方税)

[新設]

(1) セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1

月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。

(注1) 上記の「一定の取組」とは、次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいう。

- ① 特定健康診査
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断
- ④ 健康診査
- ⑤ がん検診

(注2) 上記の「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。

(注3) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

[延長・拡充等]

- (1) 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- (2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額を必要経費に算入する特例の適用期限を2年延長する。
- (3) 探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費の特別控除制度について、次の措置を講ずる。
 - ① 積立てをした年の翌年1月1日から5年（現行：3年）を経過した準備金の金額について、取り崩すこととする見直しを行う。
 - ② 探鉱準備金制度の適用期限を3年延長する。

[縮減等]

- (1) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例について、適用対象